

マネジメントレポート

2004年11月

今回のテーマ： 減損会計の活用

1. 減損会計の概要

減損会計は、基本的には、固定資産の将来キャッシュフローを使用価値とし、その使用価値をベースとして固定資産の評価を実施する会計基準で、評価損は減損損失として損益計算書に計上します。処分価値をベースに評価する時価会計とは異なります。

2. 減損会計の適用

2005年4月1日以降開始する事業年度より、公開会社・商法上の大会社などでは減損会計が強制適用されます。早期適用も可能で、上場会社149社は、2004年3月期で適用しています。減損損失の対象は遊休資産・賃貸用不動産が目立ちます。

3. 減損会計の活用

減損会計にはつぎのような活用方法があり、強制適用対象ではない会社でも適用するメリットがあります。

1) 財務の健全性のアピール・決算書の信用性の向上

上場会社の早期適用は、財務健全性を早期にアピールすることを狙っています。固定資産を使用価値で評価することにより、対外的な決算書の信用をアップさせることができます。

2) 資産の保有効率の推定による経営判断

固定資産を使用することによる将来のキャッシュフローを推計するので、固定資産への投資回収額を推計することができ、保有効率を見積もることができます。これにより、保有すべきかオフバランス化して将来の損失リスクを回避するかの、経営判断に結びつけることができます。

3) 減損会計の限界

減損会計では、事業部門など、資産をキャッシュフローを生み出す単位ごとにグルーピングし、そのグルーピング内で資産の減損損失の認識・計上額を決定します。よって、潤沢なキャッシュフローを生み出す部門の資産では、使用価値が低いものであっても、その減損損失が埋没してしまう可能性があります。

経営判断として減損会計を活用するのであれば、資産個別に使用価値を測定し減損損失を認識する方法でなければ、合理性を欠く可能性があります。

4. オフバランス化の手法

単純売却はオフバランス化の一般的な手法ですが、つぎのような手法もあります。

項目	内容
セール・アンド・リースバック	いったん第三者に売却し、その第三者から賃借することになります。この場合、オペレーティング・リース形態とし、適正な賃料を支払わなければオフバランスとはなりません。
流動化・証券化	不動産などの所有者が、その資産に信託設定し、その信託受益権をSPCに譲渡するのが、一般的な手法です。

お見逃しなく！

減損損失は、法人税法上では、固定資産の評価損となるため、通常、損金算入はできません。売却により、実現損失となった時点で損金算入となります。

流動化・証券化では信託設定時点ではなく、信託受益権売却の時点で損金算入となります。